

## アルメックス決済システム利用規約

### 第1条（規約の適用）

1. 株式会社アルメックス（以下、「当社」という。）は、アルメックス決済システム利用規約（以下、「本規約」という。）を定め、本規約に従い、「アルメックス決済システム」と称するクレジット決済サービス（以下、「本サービス」という。）を利用者に提供する。
2. 本規約は、第4条に定める本サービスの利用申込を当社に対して行い、当社との間で本サービスの利用に係る契約（以下、「本利用契約」という。）が成立した者（以下、「加盟店」という。）に対し適用される。
3. 当社は、本サービスの円滑な提供を図るために、本規約の他に、本サービスの利用条件・運用上の仕様または細則・その他の通知等（以下、総称して「個別規定」という。）を別途定めることができるものとする。なお、個別規定に定める事項と本規約に定める事項が抵触または矛盾する場合、個別規定に定める事項が本規約に定める事項に優先して適用されるものとする。

### 第2条（規約の変更）

1. 当社は、次に各号のいずれか一の適用を受けると合理的な事由をもって自らが判断した場合、当社の裁量により、本規約を変更することができるものとし、加盟店はこれを予め承諾するものとする。
  - (1) 本規約の変更が、加盟店の一般的な利益に適合するとき
  - (2) 本規約の変更が、本利用契約の効力維持に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容に相当性があるとき
2. 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し、または郵送もしくは当社が定める方法にて加盟店に通知するものとする。
3. 加盟店は、変更後の本規約の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、本規約の変更に同意したものとみなされることを予め承諾するものとする。

### 第3条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 与信請求または売上承認請求に関するデータ処理サービス（以下、「オーソリ処理」という。）
  - i) 信用販売の申込に関するデータのうち通信回線を通じて送信されてきた当社所定のデータを、当社クレジット決済システム（以下、「本システム」という。）によって受信した上、受信した当該データに基づき当該信用販売についての与信

請求または売上承認請求（オーソリ要求）に関するデータを本システムによって作成し、その作成したデータを当該信用販売に係るクレジットカード会社または国際カードブランド（以下、両者を総称して「クレジットカード会社等」という。）のコンピュータシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること、および ii) クレジットカード会社等から通信回線を通じて送信されてきた当該与信請求または売上承認請求への回答（オーソリ結果）に関するデータを本システムによって受信した上、加盟店のシステムへ向けて、当該回答に関するデータを通信回線を通じて発信すること。

- (2) 売上請求に関するデータ（以下、「売上請求データ」という。）の作成および提出サービス

オーソリ処理によりクレジットカード会社等から承認が得られ、実施された信用販売について、クレジットカード会社等所定のデータフォーマットに従って売上請求データを作成し、その所定の締め日および提出期限に従って、当該売上請求データを記録した記録媒体の送付その他クレジットカード会社等所定の方法による当該売上請求データをクレジットカード会社等に提出すること。

- (3) 取消請求に関するデータ処理サービス

特定の信用販売についての与信もしくは売上承認の取消請求に関するデータを当該信用販売に係るクレジットカード会社等所定のデータフォーマットに従って作成し、作成した当該データをオーソリ処理と同様の方法により当該クレジットカード会社等へ向けて発信すること、または特定の信用販売についての売上請求データの取消に関するデータをクレジットカード会社等所定のデータフォーマットに従って作成し、作成した当該データを売上請求データの方法と同様の方法により当該クレジットカード会社等へ提出すること。

#### 第4条（本利用契約の成立）

- 加盟店は、本規約および個別規定の内容に同意した上で、当社所定の申込書に必要事項を記載し、当社に提出することにより、本サービスの利用申込を行うものとする。
- 本利用契約は、当社が前項に定める申込書を確認し当該申込書に基づく本サービスの利用申込を承諾した場合、当該申込書記載の申込日を以って、成立するものとする。なお、次項の定めに基づき当社が利用申込を承諾しなかった場合、当社はこれを利用申込者に事由を付すことなく当該承諾しない事実のみを連絡するものとする。利用申込者は当該事由を付されないことを予め承諾するものとし、かつ当該事由の開示請求および当該非承諾の異議、損害賠償等何ら一切の請求を当社に申し立てないことを当社に保証するものとする。
- 当社は、利用申込を行った者が次の各号に定めるいずれか一に該当し、利用申込を承諾することが不適切であると判断した場合、利用申込を承諾しないものとする。

- (1) 申込書記載事項に虚偽の事項、記入漏れまたは誤記があった場合
- (2) 過去に当社のサービスの利用の停止または解除処分等を受けたことがある場合
- (3) 他人または架空の情報を使って利用申込を行った場合
- (4) 個人での利用を目的とすると判断した場合
- (5) 過去に当社が提供する情報の著作権他、各帰属先の有する知的財産権の侵害を行ったことがある場合
- (6) 暴力団等反社会的勢力に所属または関係していると判明した場合
- (7) その他、当社が合理的理由をもって利用申込を承認・承諾することが不適切であると判断した場合
- (8) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
- (9) その他、本サービスの提供が当社の業務の遂行上支障があるとき

4. 加盟店は、申込書の内容に変更が生じたときは、速やかに当社に書面または所定の方法にて変更内容を通知するものとする。

#### 第5条（本サービスの利用料）

- 1. 加盟店は当社に対し、本サービスの提供可能となった日の翌月から本利用契約の解約日の属する月まで、原則として口座引き落としにて本サービスの利用に係る月額利用料（以下、「利用料」という。）を支払うものとする。なお、振込みにて利用料を支払う場合、振込に係る手数料は加盟店が負担するものとする。
- 2. 利用料は、申込書記載のとおりとする。
- 3. 利用料は月額とし、日割り計算は行わないものとする。

#### 第6条（利用料の変更）

前条第2項の定めにかかわらず、次の各号に定める事由が発生した場合、当社は利用料を変更することができるものとする。

- (1) 本サービスの範囲の変更
- (2) 本サービスの内容の変更
- (3) 経済情勢の変動
- (4) その他、本利用契約締結時の諸条件が著しく変動した場合

#### 第7条（遅延損害金）

当社は、本規約、個別規定および本利用契約の定めに基づき生じ加盟店が当社に対して支払うべき金銭的債務（利用料を含むがこれに限らない）について、支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として加盟店に請求することができる。加盟店は、当社の請求に従い、これを支払うものとする。

## 第8条（クレジットカード加盟店契約）

- 加盟店は、クレジットカード会社等所定の手続きにより、クレジットカード会社等との間でクレジットカード加盟店契約を締結するものとする。
- 加盟店は、本サービスを利用するにあたり、クレジットカード加盟店契約を遵守するものとする。

## 第9条（調査等）

- 加盟店がクレジットカード会社等からの要求を受けて、当社に対し、照会を受けた事項に関する調査等（デジタルフォレンジック調査を含む）を依頼した場合、当社は、合理的な範囲でこれに協力するものとする。なお、当該調査等にかかる費用は、加盟店が負担するものとする。
- 加盟店は、当社において本サービスに関する調査等（デジタルフォレンジック調査を含む）の必要が生じた場合、それが合理的である限り、当社に協力するものとし、協力を拒否してはならないものとする。なお、この場合の調査等にかかる費用は、調査等が当社の責に帰すべき事由により行われる場合を除き、加盟店の負担とする。
- 加盟店は、本規約および本利用契約に基づくオーソリ処理等のデータプロセッシングの過程で本システムによって作成されるデータについて、当社がクレジットカード会社等から要求された場合、それが合理的である限り、隨時クレジットカード会社等に対して提出することを、予め承諾するものとする。

## 第10条（本サービスの第三者利用の禁止）

加盟店は、理由の如何を問わず本サービスを第三者に利用させてはならないものとする。

## 第11条（第三者への委託）

- 当社は、本サービスに関する当社の業務の全部または一部を第三者（以下、「委託先」という。）に委託することができる。
- 委託先の行為は、本規約の適用上、当社の行為とみなされるものとする。
- 当社は、委託先の行為が本規約に違反することのないよう、委託先に対して適切な監督を行うものとする。

## 第12条（本サービスの提供の停止）

- 当社は、次の各号の事由が生じたと判断した場合、事前に加盟店に告知することなく、本サービスの全部または一部を停止することができる。
  - 天災事変等の非常事態により本サービスの提供が不能となったとき

- (2) 本サービスの用に供する建物、通信回線、電子計算機、ハードウェア、ソフトウェアその他の設備（以下、「本件設備」という。）の保守、工事その他やむを得ない事由があるとき
  - (3) 本サービスの対象となっている加盟店の設備（ハードウェアおよびソフトウェアを含む。）が不具合等により停止したとき
  - (4) 本サービスにおいて、または本サービスの対象に、電気通信事業者が提供する電気通信がある場合、当該電気通信が中断・中止したとき
  - (5) 本件設備に対するコンピュータウイルスおよび不正アクセス等への対策の実施並びに本システムの不具合（当社の責めに帰すべき事由による不具合か否かを問わない。）の解消作業の実施その他当該本システムの円滑な稼動を確保するためにやむを得ないとき
  - (6) 加盟店および当社が別途合意した事由に基づくとき
2. 前項に基づいて本サービスの提供が停止されたことにより加盟店が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。ただし、当社の故意または重過失により停止された場合を除く。

### 第13条（本サービスの提供の中止）

- 1. 当社は、加盟店につき次の各号の事由が生じたときは、本サービスの提供を中止し、または特定のクレジットカード会社等もしくはクレジットカード会社等の特定の会員に係る信用販売について、本サービスの全部または一部を中止することができる。
  - (1) 加盟店が利用料の支払いを遅滞し、当社が相当期間を定めて催告したにもかかわらず相当期間の経過後も履行遅滞が解消されないと当社により認められたとき
  - (2) 加盟店が本規約または個別規定、本利用契約に違反し、当社が相当期間を定めて催告し、是正を要請したにも関わらず相当期間経過後も加盟店が是正しないと当社により認められたとき
  - (3) 前二号のほか、加盟店の責めに帰すべき事由により本サービスの提供に著しい障害を来たし、またはそのおそれがあると当社により認められたとき
  - (4) 加盟店がクレジットカード会社等との間のクレジットカード加盟店契約に違反して信用販売を行い、加盟店が当該クレジットカード会社等からの売上金の支払を拒絶されまたは返還の請求をされた場合、またはクレジットカード加盟店契約に違反して信用販売を行ったと認められる相当の理由があると当社が判断した場合
  - (5) 加盟店の取扱商品に故障、瑕疵があり、クレジットカード会社等が、クレジットカード会社等の会員からの代金の支払を拒絶されまたは拒絶される恐れがある場合
  - (6) クレジットカード会社等が加盟店をクレジットカード会社等の加盟店として不適当と判断し、その旨当社に通知のあった場合、またはクレジットカード会社等か

ら本サービスの提供の停止を要求された場合

- (7) 加盟店とクレジットカード会社等との間のクレジットカード加盟店契約が終了した場合
  - (8) 加盟店が本規約または個別規定に違反し、当社の催告にもかかわらず違反行為を継続した場合
2. 当社は、本サービスの提供中止後遅滞なく本サービスの提供を中止した旨を加盟店に対して通知する。
  3. 第1項に基づいて本サービスの提供が中止されたことにより加盟店が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。

#### 第14条（本サービスの提供の終了）

1. 当社は、一般的社会通念上においても合理的であるとされる事由がある場合、本サービスの提供を終了することができる。
2. 当社は、本サービスの提供を終了する場合、その旨を、当社が定める方法にて事前に加盟店に対して通知する。
3. 前二項に基づいて本サービスの提供が終了したことにより加盟店が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。

#### 第15条（本サービスに関する非保証および免責）

1. 当社は、本サービスの品質および水準または本サービスの利用に伴う結果について、一切の保証をしないものとし、加盟店はこれを予め承諾するものとする。
2. 当社は、加盟店の利用する通信回線等により加盟店または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとし、加盟店はこれを予め承諾するものとする。
3. 当社は、加盟店による本システムへのアクセス不能、加盟店または第三者のコンピュータにおける障害、エラー、バグの発生等および本サービスに関連するコンピュータ、システム、通信回線等の障害に関し一切の責任を負わないものとし、加盟店はこれを予め承諾するものとする。

#### 第16条（加盟店が当社に提供する資料等およびその返還）

1. 加盟店は、当社に対し、当社が本サービスを提供するために必要な資料、機器、設備等（以下、「資料等」という。）の開示、提供または貸与等を行うものとする。
2. 加盟店が前項に基づき当社に提供した資料等の内容に誤りがあった場合、または加盟店が提供すべき資料等の提供を遅延した場合、これらの誤りまたは遅延によって生じた費用の増大、完成時期の遅延、瑕疵などの結果について、当社は一切の責任を負わないものとし、加盟店はこれを予め承諾するものとする。
3. 当社は、加盟店から提供を受けた資料等を善良な管理者の注意義務をもって管理し、

加盟店から合理的な請求があったときに、これらを廃棄するものとする。

4. 資料等の提供にかかる費用は加盟店が、廃棄にかかる費用は、当社が負担する。

#### 第17条（秘密情報の取扱い）

1. 加盟店および当社は、相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報並びに本サービスの提供および利用にあたり知り得た相手方の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、または開示時の状況から客観的かつ合理的に見て、当然に秘密として取り扱うべき情報（以下、総称して「秘密情報」という。）を第三者に開示または漏洩し、もしくは複製をしてはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報は、秘密情報にあたらないものとする。
  - (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 加盟店および当社が本規約および本利用契約に違反することなく、公知（相手方からの受領の前後を問わない）となった情報
2. 前項の定めにかかわらず、以下の場合は秘密情報を開示または複製することができる。
  - (1) 事前に書面による相手方の同意を得た場合
  - (2) 本規約、個別規定および本利用契約の目的を達成するために必要な場合
  - (3) 法令上の義務に基づく場合
3. 加盟店および当社は、秘密情報を、本規約、個別規定および本利用契約の目的の達成のために必要のある限度でのみ自己の役員および従業員（以下、総称して「被開示従業員」という。）に開示するものとし、本規約に基づき加盟店および当社が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた被開示従業員に対し、退職後も含め課すものとする。被開示従業員が課された秘密保持義務に違反したことにより、開示した当事者に損害が生じた場合、開示を受けた当事者は、当該損害について第2条に定める損害賠償の責任を負う。
4. 秘密情報の提供および返還等については、第16条（加盟店が当社に提供する資料等およびその返還）に準じる。
5. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。
6. 本条の規定は、事由の如何を問わず本利用契約が終了した後も、なお3年間有効に存続するものとする。

#### 第18条（個人情報）

1. 当社、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下、「法」という。）第2条第1項に定める個人情報に該当する情報のうち、本サービスの提供に際して加盟店より

取扱いを委託された個人データ（法第2条第6項に規定する個人データをいう。以下同じ。）および本サービスの提供のため、加盟店と当社との間で個人データと同等の安全管理措置（法第20条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることを本規約において合意した情報（以下、総称して「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、加盟店は、個人情報を当社に提示する際には、提示する情報が個人情報である旨を明示するものとする。

2. 加盟店は、加盟店の有する個人情報を当社に提供する場合には、当社の指示した方法により、当社が個人を特定できないよう加工した上で、当社に提供しなければならない。当社は、個人情報が加盟店によって加工されたことにより、当社において個人を特定できない状態になっていた場合は、前項に定める個人情報として取扱う義務を負わない。
3. 加盟店が前項の定めに違反し、個人の特定を困難にするための加工をせずに当社に個人情報を提供した場合、当社はこれを受領することまたは本サービスの提供を拒否することができる。
4. 当社は、個人情報について、本規約、個別規定および本利用契約の目的の範囲内でのみ使用し、本規約、個別規定および本利用契約の目的の範囲を超える使用をする必要が生じたときは、対応方法について加盟店と協議する。
5. 個人情報の提供および廃棄等については、第16条（加盟店が当社に提供する資料等およびその返還）を準用する。

#### 第19条（事故等の報告）

加盟店および当社が本サービスの提供および利用に支障を生ずるおそれのある事故の発生を知った場合は、その事故の帰責にかかわらず、ただちにその旨を相手方に報告し、速やかに応急処置を加えた後、相手方に対し、遅滞なく詳細な報告並びに今後の方針案を提出するものとする。

#### 第20条（競業禁止）

加盟店は、本サービスの利用期間中、事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、当社の事業と同一または類似の事業を自ら行い、または第三者に行わせてはならない。

#### 第21条（権利義務の譲渡禁止）

加盟店は、当社の書面による事前の同意なくして、本規約、個別規定および本利用契約に関して生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもししくは担保に供してはならない。

#### 第22条（損害賠償）

- 加盟店および当社は、本規約、個別規定および本利用契約上の相手方の債務の不履行により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。
- 前項の定めにかかわらず、当社の損害賠償責任は、請求原因の如何にかかわらず、当社の債務不履行から直接かつ現実に加盟店に発生した損害のうち、当社の債務不履行から通常生じる損害を対象とし、かつ、損害発生の直接の原因となった業務に係る当社が受領した利用料の3ヶ月分を累積限度とする金銭賠償に限る。
- 加盟店が本規約およびクレジットカード会社等とのクレジットカード加盟店規約に基づく取引に関連してクレジットカード会社等またはクレジットカード会社等の会員に損害を与えた場合、加盟店は、当社およびクレジットカード会社等が被った一切の損害を賠償するものとする。
- 当社は、いかなる場合においても、自己の責に帰すべき事由に基づかない損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害、結果損害、本サービスに関連して第三者との契約に基づき支払う金銭相当額の損害および、データ・プログラム・信用などの無体物に対する損害については、責任を負わないものとする。

### 第23条（解約）

- 加盟店または当社は、相手方に対して、書面により3ヶ月前までに通知することにより、いつでも本利用契約を解約することができる。
- 加盟店または当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、なんら催告することなく本規約に基づき両者間で締結された全ての契約の全部または一部を解除することができる。
  - 重大な過失または背信行為
  - 支払いの停止があった場合、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立
  - 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分
  - 公租公課の滞納処分
  - その他前各号に準ずるような重大な事由
- 加盟店または当社は、相手方が本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めでなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本規約に基づき両者間で締結された全ての契約の全部または一部を解除することができる。
- 加盟店または当社は、第2項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合または前項に定める解除をなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済しなければならない。

### 第24条（反社会的勢力等に対する表明保証等）

- 加盟店および当社は、相手方に対し、本利用契約の締結前および締結後において、自

らが暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力等」という。）ではないこと、反社会的勢力等の支配・影響を受けていないこと、並びに自らの取締役、執行役員および実質的に経営に関与する者が反社会的勢力等の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとする。

2. 加盟店および当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対してなんら催告することなく本規約に基づき両者間で締結された全ての契約を解除することができるものとする。
  - (1) 反社会的勢力等である場合、または、反社会的勢力等であった場合
  - (2) 自らまたは第三者を利用し、加盟店または当社に対して、詐術、暴力的行為または、脅迫的言辞を用いるなどした場合
  - (3) ことさらに、自らが反社会的勢力等である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力等である旨を伝えるなどした場合
  - (4) 自らまたは第三者を利用し、加盟店または当社の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
  - (5) 自らまたは第三者を利用して、加盟店または当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合
3. 加盟店または当社が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済するとともに、前項に基づく契約の解除により相手方が被った損害を賠償する責を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を相手方に求めるることはできないものとする。

## 第25条（協議）

本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、加盟店および当社は、信義誠実の原則に従い協議し、円満な解決を図る努力をするものとする。

## 第26条（合意管轄）

本規約および本利用契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2018年7月1日改定